

総務文教委員会記録

1 日 時 令和元年12月19日（木曜日）

開 会	午前10時01分
休 憩	午前10時06分
再 開	午前10時11分
休 憩	午前10時25分
再 開	午前10時48分
休 憩	午後 0時04分
再 開	午後 1時38分
休 憩	午後 2時18分
再 開	午後 2時29分
閉 会	午後 2時49分

2 場 所 第 1 委 員 会 室

3 出席委員 10人

委員長	高 道 秋 彦
副委員長	松 井 桂 将
委 員	久 保 大 憲
//	上 野 蛍
//	舎 川 智 也
//	成 田 光 雄
//	横 野 昭

委 員	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり
//	有 澤 守

4 欠席委員 0人

5 説明のため出席した者

【監査委員事務局】

事務局長	恒川 哲二
参事（事務局次長）	高畠 利明

【選挙管理委員会事務局】

事務局長	作田 正樹
参事（事務局次長）	荒木 英仁

【企画管理部】

部次長	砂田 友和
部次長（行政改革・公共施設再編・人事管理担当）	渡辺 康裕
未来戦略企画監	山添 俊之
法務専門監	福島 武司
情報企画監	小倉 康男
参事（政策秘書担当）	舟崎 文彦
参事（企画調整課長）	山本 貴俊
参事（情報統計課長）	藤沢 晃
参事（ガラス美術館副館長）	木村 昌弘
参事（ガラス美術館次長）	梅沢 宗仁
行政経営課長	刑部 博規
文書法務課長	大野 満
職員課長	鎌田 泰史
秘書課長	石黒 健一
広報課長	岡本 由紀恵
文化国際課長	堀田 英樹
未来戦略室長	森 俊彦
富山外国語専門学校事務長	中島 志津子
富山ガラス造形研究所事務長	野 恒寿
公文書館長	岡本 繁信
職員研修所長	平井 聖子
企画調整課主幹（調整担当）	開発 則幸

【教育委員会】

事務局長	立花 宗一
事務局次長（総務・社会教育担当）	酒井 秀祐
事務局次長（学校教育担当）	豊田 高久
教育総務課長	光岡 伸一
統合校整備等推進室長	豊島 栄治
学校施設課長	佐伯 誠司
学校教育課長	大久保 秀俊
学校保健課長	古川 安代
生涯学習課長	竹井 博文
大沢野教育行政センター所長	中川 忠法
大山教育行政センター所長（大山歴史民俗資料館長）	山下 浩一
八尾教育行政センター所長（八尾化石資料館長）	飯田 勉
婦中教育行政センター所長	松尾 克己
民俗民芸村管理センター村長	藤田 育寿
埋蔵文化財センター所長	堀沢 祐一
大沢野生涯学習センター所長	山本 貴英
教育センター所長	桑谷 聡
市民学習センター次長	島崎 幸仁
図書館長	浅野 朋之
科学博物館長	岸 重臣
郷土博物館長	坂森 幹浩
教育総務課主幹（調整担当）	中山 武史
学校保健課主幹	斉藤 陽子

【財務部】

部長	中田 貴保
理事（部次長）	田中 伸浩
理事（税務事務所長）	山本 純一
部次長（税務担当）	池田 太
参事（資産活用担当）	奥沢 靖
参事（管財課長）	杉本 周児
参事（納税課長）	吉武 稔
参事（用地課長）	嘉藤 稔
財政課長	清水 裕樹
契約課長	野嶽 誠司

工事検査課長	牧 雅浩
市民税課長	笠間 信行
資産税課長	秋 俊浩
債権管理対策課長	追分 禎一郎
税務事務所税務課長	加藤 康博
財政課主幹（調整担当）	ト蔵 雄治

6 職務のため出席した者

【議会事務局】

議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課主査	酒井 優
議事調査課主査	金井 沙織

7 会議の概要

- 委員長** ただいまから、令和元年12月定例会の総務文教委員会を開会いたします。
審査に先立ち、委員会記録署名委員に久保委員、有澤委員を指名いたします。
当委員会に付託されました各案件の審査については、各部局単位とし、お手元に配付してあります委員会審査順序のとおり行う予定であります。
- 監査委員事務局所管分において、本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。
- 村石委員** 監査委員が監査をされた結果報告を見させてもらっているのですけれども、いろいろな部や課で指摘事項として同じような内容のものが指摘されているのです。監査委員の指摘は、所管の所属にだけ報告されているのか、他の部局にもこういう指摘がありましたということが報告されているのかお聞かせください。
- 監査委員事務局次長** 基本的に監査を行った部署に対して直接指摘を行って、その後、年間を通してよくある間違い、同じような指摘が何件もあった場合に

は、今年度はこういった間違いが多かったということで、3月末あるいは4月当初に職員に気をつけてくださいということを経員のポータルサイトで周知徹底し、お願いしております。

村石委員

職員の給与に関して、超過勤務手当の割合なども結構間違っていたり、あるいは備品の管理についてもそれぞれの職場で違っていたりするというので、何回も指摘事項に出ているのになかなか直らないというのが実態だと思うのです。監査のための監査ではなくて、各部局一課や係もそうですけれども、次にそういう指摘をされないようにしていくべきだと思うのです。

そのための監査だと思うので、もっと職員が監査の内容を受けとめて改善できるような方法を考えてはどうかと思うのですが、どうでしょうか。

監査委員事務局長

今御意見をいただいたことについては本当にそのとおりでありまして、監査をする時点において、事前にそれぞれの所管の所属に入って、いろいろな書類等を見させていただくことからまず始まるのです。その中で同じような間違いがあるということも事実なのですね。

よく指摘等があるところとしましては、先ほど言われた超過勤務手当や週休日の振りかえで、それらについての指摘がかなり散見されるところです。これについては間違いが大変多いということもありまして、今年度は実施しませんでしたけれども、昨年度は、次長会議の席を通じて、こういうような誤りが多いということ、具体的な例を交えながらお示しして、周知してきたところでございます。加えて、先ほど次長も申しましたけれども、年度末から年度当初にかけて、こういうような指摘をしましたということ、職員ポータル等に掲載して皆さんに周知をしているのですが、やはりそれ以上のことが必要になってきているというふうにも思っております。過ちをその部局だけではなくて全体で共有できるようにするには、どのような方法がいいのかということも、また少し考えていかなければいけないと思っております。

委員長 ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会監査委員事務局所管分を終了いたします。

午前10時06分休憩

~~~~~

午前10時11分再開

委員長           これより、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分に入ります。

本委員会に付託された議案及び議決不要の報告案件はありませんので、この際、何か質問はありませんか。

久保委員           お伺いしたいのですが、先日、12月17日に富山県選挙管理委員会は、本年4月に行われた県議会議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨について公表されました。

私たちも市議会議員選挙で同様に、市の選挙管理委員会に選挙運動に関する収支報告書を提出していますが、この選挙運動に関する収支報告書を提出する目的というのは一体どういうものなのか御説明ください。

選挙管理委員会事務局次長   収支報告書の趣旨について申し上げたいと思います。

各選挙における選挙運動には、選挙運動費用

の法定最高額が設けられております。

それに付随いたしまして、公職選挙法第189条に公職の候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出について定められているところでございます。

第189条の趣旨を読ませていただきますと、この収支報告書の提出につきまして、本条は選挙運動に関する収入及び支出の報告書の提出義務を出納責任者に課した規定であって、候補者の選挙運動に関し、いかなる寄附を受け、またいかなる収入があったのか、さらにいかなる支出をしたかを報告せしめるとともに、これを公表し、選挙の公正を確保しようとする趣旨から設けられたものである、とされております。

久保委員

後援会、政治団体も政治資金規正法で政治資金の収支が公開されているわけです。

これにより、議員ないし候補者、その政治団体がどのような活動をしていて、どのような収入を得ているのかというようなところが、市民の方にも県民の方にもよくわかるようになるわけです。

もしも、この収支報告書に記載すべき事項が記載されていなかった場合、罰則というものはあるのでしょうか。

選挙管理委員会  
事務局次長

収支報告書に記載されていない場合ということにつきましては、まず、公職選挙法第189条第3項で、この報告書には、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えなければならないとされており、皆さん御承知だと思いますが、収支報告書の末尾のところには、これは真実であるということを出納責任者が宣誓したものを提出いただいているということが大前提でございます。

この報告書の提出を怠り、あるいはこれに虚偽の記入をされたものにつきましては、出納責任者には罰則の規定があるというふうに承知しております。

久保委員

私も少し勉強してみまして、出納責任者から、場合によっては候補者の当選が無効になる可能性がある、条文を読む限りはそういうふうに私は解釈しているのですが、議員になるためには、当然私たちは選挙の洗礼を受けないといけないわけです。

その選挙には公職選挙法というルールがあって、そのルールを遵守することは議員を志す上でまず最初の第一歩だというふうに思っています。

自動車の運転免許を持ちながら、重大な違反を犯して、道路交通法を知らなかったという

理由が通らないように、私たちも議員となってバッジをつけている以上は、選挙に立候補する以上は、そういった言いわけは通用しないと思います。

一部、どうしても解釈の違いであったりとか事務的なミスというものはあり得るとは思いますが、選挙費用について記載しないような重大な過失と言わざるを得ないようなルール違反を複数行っている議員は、その事実が明確になれば、私は司法の判断を仰ぐ前に辞任をしなければいけないぐらいだと思っています。

そうでなければ、真面目に選挙に向き合って落選した候補者にも示しがつきませんし、信じて投票してくれた有権者全てを欺く行為であると思うからです。

私はそれぐらいの覚悟で選挙に臨んで、収支報告書についても出納責任者と真実を確認しながら提出しています。

市の選挙管理委員会においては、今後の選挙においても公平・公正な選挙となるように、法令遵守を徹底していただきたいというふうに思いますので、それに向けて、局長から意気込みをお願いします。

選挙管理委員会 公職選挙法に定められている条文、内容は当然  
事務局長 守られるべきものであります。

また、それが守られているかどうかを判断するのは私どもではありませんが、当然、何かお尋ねがあればお答えはできますし、私どもも公職の候補者の方々と一緒に、今後も努めていきたいと思えます。

村石委員 先ほどの分科会でお尋ねした職員の超過勤務のことに関係するのですけれども、ことし4月から8月ごろまでで超過勤務が一番多かった人の月当たりの時間数と、平均の超過勤務時間数を教えていただきたいと思えます。

選挙管理委員会 直近の県議会議員選挙、それから参議院議員  
事務局次長 選挙があった中で、こちらでまとめたものを申し上げます。

まず県議会議員選挙分につきましては、平成30年度と平成31年度にかけてでございますが、平成30年度の3月で申し上げますと、4人で656時間、1人あたりにしますと164時間ございました。

本年4月に至りましては、県議会議員選挙が4月の初めのほうに行われたという関係もございまして、4人で310時間、1人あたり77.5時間というような形でございます。

それと、参議院議員選挙における事務局職員4人の超過勤務の実態でございますが、これにつきましては、当初、期日がいつになるか定かではなく、このころには行われるだろうというような想定の中で右往左往していたところもあるわけでございます。6月、7月の実態で申し上げますと、6月につきましては4人で308時間、1人当たり77時間です。それから7月につきましては計446時間で1人当たり111.5時間です。

7月の状況といたしましては、連休の関係がございます。参議院議員選挙につきましては、期日前投票の対応の日が16日間と長い期間でした。不測の事態ということもございますので、全員で待機というような体制をとっていた関係もございまして、連休といった要因で超過勤務時間が増えているということも御考慮いただきたいと考えてございます。

村石委員

平成31年3月は4人で656時間、1人当たり平均164時間ということですが、これは選挙管理委員会事務局の職員の超過勤務をなるべく減らすために、いろいろな工夫、対応をした上でこれだけだったということでしょうか。

選挙管理委員会  
事務局次長

県議会議員選挙の富山市第1選挙区の立候補の受付けの関係につきましては富山市が担当するという形になってございまして、事前審査の関係など、他の選挙よりも、市議会議員選挙と同等の、それなりの事務というものがございます。

前回の4年前の状況につきましては、ここに資料がないのですけれども、働き方改革ということもある中で、例えば週休日の振りかえなど—これはちょっと趣旨が違つかもしれませんが—そのような対応も含めて、なるべく短期間で終わるように、分担作業の中では応援職員にも協力をいただいて、1人当たりの超過勤務時間を軽減すると申しますか、そういった部分で工夫をしましたが、結果としてはこうなったというふうに理解してございます。

村石委員

これで最後にしますけれども、市長は短期間に仕事が集中する場合は、例えば以前その部署にいた職員を応援に回すなどの工夫をして、できるだけ担当職員が過度の負担とならない工夫をするべきだということを本会議でも答弁されています。

今回の場合も恐らくそういう応援をいただいたと思うのですが、結果としてこのような時

間数になったことを受けとめて、選挙は何年後かにまた必ずありますから、次の選挙で超過勤務時間を減らすためにどうしたらいいのかというようなことも検討していただきたいと思うのですが、事務局長、どうでしょうか。

選挙管理委員会  
事務局長

今、村石委員が言われたことはごもっともなことだと思っております。

県議会議員選挙に当たりましては、私も含めて、選挙管理委員会事務局に配属されて初めての選挙という職員が結構多かったもので、とにかく総がかりでやっていたところがあります。

その経験を生かしながら、参議院議員選挙では超過勤務を少しずつ減らしていこうということで取り組んでいたところでございます。また、来年度には県知事選挙が予定されておりますが、それに向けて、市長が言われたような他部局からの応援ですとか、事務局次長が今言っておりました期日前投票のときに、何があるかわからないので事務局職員が待機しているものを、例えばそれに交代制が導入できないかなど、そういったことをどんどんと組み入れていこうと考えております。

委員長

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
                  以上で、総務文教委員会選挙管理委員会事務局所管分を終了いたします。

午前 10 時 25 分休憩

~~~~~

午前 10 時 48 分再開

委員長 これより、総務文教委員会企画管理部所管分の議案の審査を行います。
 議案第 155 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定の件、
 議案第 156 号 富山市職員の給与に関する条例及び富山市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定の件、
 議案第 158 号 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件、
 議案第 159 号 富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例制定の件、
 以上 4 件を一括議題といたします。
 これより、当局の説明を求めます。

職員課長 〔議案概要書及び議案説明資料により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑は、ありませんか。

赤星委員 議案第158号について伺います。
これは市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件という議案ですけれども、市長、副市長、教育長、常勤監査委員、公営企業の管理者、政策監といった特別職の方の期末手当の支給月数を引き上げるものとなっています。
そこで伺いたいのですけれども、市長のボーナスというのは現在年額で幾らになっているのでしょうか。

職員課長 現在の市長の期末手当の支給額につきましては、年間530万円になっております。

赤星委員 市長の給料月額及び年収はお幾らでしょうか。

職員課長 給料月額が107万5,000円で、それが12カ月分、それに合わせまして期末手当の530万円で、1,820万円ぐらいです。

赤星委員 今回の条例改正での市長のボーナスの引上げ

額はお幾らになりますか。

職員課長 7万8,000円になります。

赤星委員 それでは、副市長以下それぞれのボーナスの引上げ前の額と引上げ後の額、それから増額分はそれぞれ幾らになるか御説明をお願いします。

職員課長 先ほどの質問で、現行の市長の支給額という問いに530万円と申し上げましたが、現行の支給額が530万円というのは間違っておりまして、現行では522万2,000円でございます。改定後が530万円でございます。その差額が7万8,000円です。副市長につきましては、現行が433万8,000円のところ改定後が440万3,000円で、増額分が6万5,000円です。教育長につきましては、現行が354万6,000円のところ改定後が359万9,000円で5万3,000円の増です。政策監につきましては、現行が349万8,000円のところ改定後が355万円5,000円の増となっております。

赤星委員 今回、特別職分も引き上げる理由について改

めて御説明願います。

職員課長 人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定がありましたことを受けて、特別職の期末手当を見直したものでございます。

赤星委員 人事院勧告は、国家公務員の労働基本権が制約されることへの代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的だというふうになっております。一般職員の皆さんの給料、期末手当などを人事院勧告に準じて引き上げるのはわかるのですけれども、市長など特別職については、必ず準拠しなければならないというものではないのでしょうか。

職員課長 地方自治体の特別職の期末手当につきましては、国の指定職の職員の期末手当に準じて必要な措置を講じることが適当であるといった総務省の意見もありまして、人事院勧告に基づき改定を行ってきた経緯がございます。

赤星委員 総務省の意見もあって引上げを行ってこられたのですけれども、どうしても上げなければいけないという根拠はどこかにございますか。

職員課長

先ほど委員もおっしゃったとおり、期末手当の支給については民間企業の給与に準拠して引き上げられているということをご鑑みすると、市長の職務に対する給与の対価というのは、職務内容が変わらないとすれば、社会情勢といたしますか、民間企業の給与に連動して一般職員が上がるように、給与水準が上がるのは適当だというふうに考えております。

村石委員

議案説明資料5ページの富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例案の概要の中で、給与の種類等という区分の中の一
番下の行で、パートタイムの例ですけれども、パートタイムの場合は報酬でしか支払うことができないという制度になったわけです。

その報酬の具体的な中身として、地域手当も相当しますよという条例になっていると思います。

富山市にある公共施設で働く場合は3%という国の基準があって、本市でも地域手当として月例給に、基本給の3%分が加算されていると思います。

企画管理部長も条例の考え方として、総務省のマニュアルや同一労働同一賃金のガイドラインの趣旨を尊重しながら行っていくということを以前発言されておりますけれども、地域

手当については同一の支給を行わなければならないとガイドラインの概要にあるということは御存じでしょうか。

職員課長 表現の細かいところは承知しておりませんが、その記述があるということは承知しております。

村石委員 次に特殊勤務手当に関してですけれども、富山市の特殊勤務手当を見させてもらったのですが、例えば保育士の場合は日額200円とか、それから放射線技師の場合は救急で呼び出されることもあって、勤務1回当たり450円などということで、その職務や仕事の内容などに応じて支給されています。このことについてもガイドラインでは、業務の危険度または職務環境に応じて支給される特殊勤務手当についても、同一の支給を行わなければならないという趣旨の表現があるのですけれども、これに対してはどう理解しておられますでしょうか。

職員課長 おっしゃったとおり、一口に会計年度任用職員といっても、職場がそれぞれ異なりますので、担っていただく内容が異なります。それぞれの職場における職務内容に応じた報酬月

額を算定するに当たって、最初に申し上げたとおり、正規職員との均衡を図ることが一番重要になりますので、報酬の設定に当たってはそのあたりのことを考慮していくというふうに考えております。

村石委員 最後になりますけれども、先ほど職員課長は説明の中で、高度専門職については、医師など高度な専門性を有する職種だとおっしゃいましたけれども、ほかにどのような職種が考えられるのかお答えください。

職員課長 現行で申し上げますと、任用形態の関係ですが、本市の再雇用職員もそこに該当するということでもあります。

村石委員 今の課長のお答えは、市の再雇用ですか。再任用ですか。

職員課長 再雇用です。

村石委員 再雇用で仕事をしている仕事内容と、例えば保育士とかで会計年度任用職員で仕事をしている内容が同じの場合もあるのですね。そういう意味では、一般職と高度専門職の線引きが非常によくわからないと思うのですが、ど

うでしょうか。

職員課長 先ほど申し上げたとおり、専門的な知識を有する者、そして高度な技術を有する者のカテゴリーとして高度専門職に分類しておりますので、あくまでもいわゆる一般職の事務補助をする者と、もう少し自発的な行為に基づいて仕事につく者というような区分での分け方になっています。

村石委員 今の答弁だと、要するに職務内容等を見ながら高度専門職の中でどういう職種が、どういう仕事をする人が高度専門職に当たるかということは、規則の中で細かくいろんなことを考えていくということになるのでしょうか。

職員課長 その予定です。

村石委員 そこはあくまで概念的というか、大きな総称的な意味ですけれども、そういう意味では高度専門職というのはあくまで決め決めの専門職ではなくて、ある程度仕事の内容を見た上で高度専門職に位置づけるものもあるというような解釈でよろしいのでしょうか。

職員課長 最終的にはそうなる可能性はありますけれど

も、基本的には極めて特殊な職員というふう
に捉えますので、その都度増えたり減ったり
するというものではないと思います。

赤星委員 関連しまして、議案説明資料5ページの黄色
で色塗りしてある会計年度任用職員制度のパ
ートタイムの方の期末手当についてですけれ
ども、一定の職員に対し支給可能とあります。
この一定の職員というのはどういう職員なの
でしょうか。

職員課長 ここに記載したとおり、フルタイム職員には
基本的に支給されるという考え方になってお
りますが、パートタイム職員については、勤
務時間がそれぞれの方によって異なってお
ります。長い方から短い方、そして期間の短い
方から長い方といろいろな方がいらっしやい
ますので、これについてはある一定程度の勤
務時間が確保されている人を対象にしよう
という趣旨での一定の職員という記載でござ
いまして、その基準につきましては、国の事務
マニュアル等に示されているものを参考に、
今、最終的な調整を図っているところでござ
います。

赤星委員 国の事務マニュアルなどを参考に調整を図っ

ているとおっしゃいました。

先ほど村石委員も必要な事項を規則で定めることに触れられましたけれども、議案書127ページの第9条にも、「この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める」とあります。この規則というのは、現在案としてできているものが何かあるのか、いつごろまでに定める予定であるのかお聞かせください。

職員課長

当然、条例をつくるに当たっては、全体像を考慮しながら条例制定をすることになりますので、規則の骨子というか、骨格みたいなものは並行して考えておりますが、詳細の詰めに時間を要しておりまして、現状ではまだお示しできるような段階に至っておりません。来年の4月から会計年度任用職員が採用されるということになりますので、そのあたりの周知も含めて直前というわけにはいきませんので、早々にお示しできるように準備を進めてまいりたいと考えております。

村石委員

やはりいろいろな調査・研究をして規則を決めるということはわかるのですが、各所属は予算要求をしなければいけないので、やはりその関係からいうと、予算要求の時期に間に合うように決定をしていくということ

が必要だと思うのですが、どうでしょうか。

職員課長

新年度予算の要求に関しましては、想定し得る引上げ額をこちらで条件設定をいたしまして、各所属に対して必要額を要求するよう要請を終えたところであります。

委員長

ほかにはないようですので、これをもって、議案の質疑を終結いたします。

これより、議案第155号、議案第156号、議案第158号、議案第159号、以上4件を一括して討論に入ります。

討論はありませんか。

赤星委員

ただいまの議題のうち、議案第158号 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定の件については反対をいたします。

一般職の皆さんの給与やボーナス引上げは、人事院勧告、富山県人事委員会の勧告に準じるのは労働基本権の制約の代償措置として理解できますが、市長など特別職の皆さんのボーナスについては、現在の支給額で据え置かれてもよいのではないかと考えます。

消費税増税の影響が深刻なこのとき、市民は本当に生活を切り詰めやりくりしています。

そのような中、この引上げに理解が得られるとは思いませんので、特別職の期末手当引上げには反対いたします。

委員長 ほかに討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長 これをもって討論を終結いたします。
これより、議案第158号を挙手により採決いたします。
本案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長 挙手多数であります。
よって、本案件は原案可決されました。
次に、議案第155号、議案第156号、議案第159号、以上3件を一括して採決いたします。
各案件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 御異議なしと認めます。
よって、本案件は原案可決されました。
以上で、企画管理部所管分の議案の審査を終了いたします。
次に、
定員適正化計画の見直しについて
当局の報告を求めます。

職員課長 〔委員会資料により説明〕

委員長 ただいまの説明について、何か質問はありませんか。

横野委員 今回の定員適正化計画の見直しについて、委員会資料に記載の職員数の概況によると、平成31年4月実績と変更後目標値では、例えば一般職では37人、下に書いてある社会福祉士、保健師、精神保健福祉士では12人増やすとありますね。「下記以外」では、37人増やすわけですけれども、配属の予定はどのようなのでしょうか。要するに、どの分野にどれだけの人間を配置しよう、増やそうという思いで、こんなに大きな人数になるのですか。今まで、減らして減らして減らしてきたと。確かにSDGsの取組みもあるし、富山市は今、変わろうとしているので、人を増やすこ

とについて反対するものではないのですけれども、このあたりの問題と、もう1つ気になるのは、先ほどの富山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例との関係で、パートタイムとかフルタイムの人を外して正規職員の人を増やそうという、その辺との因果関係が見えるのか見えないのか、この37人増やすということが、今現在やっていこうとしていることと本当にマッチするのか、そのあたりの方向性とどういったところへの配属を考えているのかをお聞かせください。

職員課長

この委員会資料の一番下、3番の表を見ていただいたとおり、基準年に対して平成31年の実績が既に計画値を上回っていることになっております。

先ほどもあった77人の内訳の三十何人かと思えますけれども、既に増員になっている部分があるということを御承知いただきたいと思えます。

その上で、増員となった要因を御説明するとすれば、今ほど申し上げたSDGs未来都市の推進事業といった環境関連の施策、公共施設マネジメントの推進といったような施策、さらには情報セキュリティの強化といった、従前の計画策定時にはあまり行政課題として

明らかになっていなかったため見込みの中に含めていませんでしたけれども、その後、顕在化してきたものですか、社会資本の老朽化に関するものについても、当初から当然そういうものがあるということを見込んでおりましたが、実際に着手していく中で、より専門性が高い取組みをしていかないと事が達成できないということが明らかになってきましたので、土木、電気、機械といった技術系の職員の増員を図ってきたところであります。加えて、食品衛生監視の分野ですとか学校給食といった分野の食の安全の部分も近年強く求められておりますので、そういったあたりへの職員配置ということも今回の増改正の要因になっております。

もう1点の御質問の中にあつた会計年度任用職員や現行の非常勤・臨時職員の取扱いと不整合があるのではないかとということなのですが、現状の臨時的任用職員の方につきましても、正規職員の補助的業務を担っていただくという位置づけで任用している部分があります。

現在いらっしゃる非正規の方に退いていただいて、そこに正規職員を配置するという考え方ではなくて、今ほど申し上げた新たな行政課題に向き合うために、正規職員を配属する

ことで、より専門的に重点的に取り組みたいという趣旨でございます。決して臨時的任用職員の雇用を抑制しようという考えではございませんので、そのあたりは改めて御説明させていただきます。

企画管理部次長
(行政改革・公共施設再編
・人事管理担当)

若干補足させていただきますが、定員適正化計画はそれ単独ということではなくて、行政改革実施計画の一部を構成しているということです。

定員適正化計画は、市町村合併後に合併のスケールメリットを生かすということから、平成18年に計画を立てて、10年間の実績を出してきました。それを踏まえて今期の計画があります。それまでは削減ということを目指して掲げながらやってきたと。

その一方で、削減をするということだけではなくて、行政改革もあわせて一事務事業の見直しであるとか、あるいは民間委託なども進めながらの削減であったということです。この流れは今後も変わらないことです。

行政改革実施計画については、今期は第3期の計画となりますけれども、また次期の計画を立てながら、行政改革はずっと継続していく、事務事業の見直しなどといったことを行っていくと。

その中で何が適正なのかということで、これはあくまで適正化なので、削減化ということではありません。職員数の適正化ということ、正規職員が適当なのか会計年度任用職員が適当なのかということを見きわめながら配置をしていくということになっていくのだろうと思います。

横野委員

一応納得はするのですが、現実の職場の問題とかいろいろなことを考えると、そういったことは十分に検討してほしいということと、もう一つは、監査委員事務局について、もう少ししっかりと調査できる制度みたいなもの一要するに職員のいろいろな資質の問題もあるので、監査委員事務局のほうにも職員を増やすことを検討してほしいと思うのです。もう一つは、地域性です。要するに行政サービスセンターや農林事務所では、職員の人数がだんだんと減っていて、地域に対する足の運び方が、今まで近くにいた人が来なくなったという市民からの意見があるので、もう少し職員が一「山まで2時間かかるから行けんわ」とか、そんな話ではないので、そのあたりのことも含めて、配置については適正化計画の中で検討してほしいとお願いしたいと思います。

村石委員

今ほど定員適正化計画で職員を増やしていく理由として職員課長からいろいろと説明がありましたけれども、本年12月17日に開催された全国知事会に出席した知事からは、国の新法制定や法改正により自治体の仕事が一方的に増えているとして、法案の作成段階で自治体が関与できる仕組みが必要というようなことで、どこの自治体も今まで以上に仕事が増えていると—今の場合は知事会が言っているわけですがけれども。

ある知事は、法律は整理されずに増えていくので自治体の事務が増えていくとして、見直しや縮減が必要だと言っているのですがけれども、なかなか国に対して見直しや縮減と言っても、すぐにしてくれるわけではないので、やはりそれに対応できる職員を配置していくということが必要だと思うのですね。

そこで専門職である社会福祉士や保健師、精神保健福祉士などが増えています。これは、児童虐待防止法とか生活困窮者自立支援法とか、あるいはいじめの問題にきちんと対応できるとか、本当に現場で必要な人たちが増えてきていると思うのです。

そこで質問ですがけれども、平成27年と平成31年4月で職種ごとに何人増えたのかというデータはありますか。

要するに、基準年の平成27年から平成31年4月実績では22人、19.8%増えています。その専門職ごとの増えた数がわかれば教えてください。

職員課長

定員適正化計画ベースの人数で申し上げますと、例えば福祉の専門職として、社会福祉士は18人増員しております。精神保健福祉士は現状、減らないように維持をするとして、増員としては1人でございます。計画ベースで申し上げますと、保健師が15名の増員。また栄養士につきましては、実数で9名の増員となっております。主な福祉系の職員としては、そのぐらいが増員となっております。

村石委員

ここに記載されていない臨床心理士も、教育委員会で1人だったものを3人にしたとか、増えていると思うのですけれども、わかりますか。

職員課長

実数上は変わっておりません。同じ人数でございます。

村石委員

委員会資料にも書いてありますように、新たな行政需要が増えてきた、行政ニーズも増え

てきた、そして人は間違いを起こしますので、間違いが起きないようにヒューマンエラーを防止すると。私は、これは本当にそのとおりだと思います。

したがって言いたいのは、そういう現場の大変さは所属長や係長が一番よくわかっているわけで、そういう意味では、人員配置について職場のヒアリングを毎年やっていると思うのですけれども、このヒアリングの日程はどうなっているのでしょうか。

職員課長

毎年、新年度の人員配置に向けて、参考とする情報収集を使命としまして、私ども職員課が各所属長に対してヒアリングを行っております。

まさに今現在行っているところでございます。例年この時期に合わせて各所属の実態をお聞きしております。

採用につきましても、必要数があればあわせてお聞きすることとしております。

村石委員

これで最後にします。砂田次長に伺いたいのですけれども、次長も言われましたが、結局本音のところを言うと、定員適正化計画は職員を減らすというのが目的だったと思うのですよ。市長も若干そんなようなことを言って

おられますけれども、今からは、本当に職場にはどれだけの職員が必要なのか、それもどういう資格を持った職員がいたほうが市民が相談に来たときに適切に対応できるのかということが問われていると思うのですね。そういう意味で、ぜひ職場の意見を聞いて職員の適正配置をしてほしいということについての見解をお聞かせください。

企画管理部次長 職場で起きていることは、管理当局としても逐次正しいことを理解しておかないと、市役所全体の仕事、ひいては市民の皆さんに御迷惑があってはならないことだというふうに捉えています。

先ほど次長の渡辺も申しました適正化という言葉の捉え方ということについて、現在求められていることに合わせていくのだということは、まさに委員のおっしゃったとおりだと認識しております。社会情勢、いろいろなものが日々変化しています。ですから、今回、職員課も踏み込みましたが、それはやはりタイムリーに対応していかなければいけないと考えた上でのことというふうに思っております。

これからも、職員の働き方もそうですし、市民の皆さんによりよい行政サービスを提供し

ていきたいということで、今回に限らず、逐次状況を把握してより適正な業務に努めていきたいというふうに思っております。

久保委員

今、村石委員のほうから前は適正化ではなくて減らすことが目的であったかのような発言がありました。私は市町村合併ですとか実際に業務の内容を精査していく中で、最初は減らす人員があった中で減らしてきたということだと思っています。

それはもともとの趣旨が違っていたというようなことではないと思っていますので、その点については次長からもお答えいただきたいのですが、その中で、例えばパソコンが普及してきて、エクセルが出てくるようになって表計算は非常に速くなりましたし、ワードでは一度打った文書をコピーして次年度も使えるような形になってきました。

さらに、サーバーであったりメールであったり、情報のやりとりが瞬時にできるようになって情報の共有も早くなってきました。

そういった中で業務量を大分削減してくることができたのだろうと思っています。それも相まって、定員の適正化を図られてきたのだと思いますが、一般のソフトでできる部分というのは、今後はこれ以上あまり発展はない

のかなと思っていまして、さらに業務の効率化を進めていくときには、かなり大きな投資をしながらシステムを導入するということが必要になってくるのだと思います。

なので、今回の見直しでは職員数が増えたけれども、次期以降、また見直しの機会があるときには、そういったシステムの導入も踏まえて、新たな考え方のもとで減らすべきなのか増やすべきなのかということを考えていただきたいと思います。

さらに、もう1つだけ付け加えた上で次長にお答えいただきたいのですが、私は年齢構成も実は重要だと思っていまして、特に教員などは30代、40代の中堅の教員が少ないと言われる自治体が多くて、なかなか授業のノウハウの継承であったりとか、年齢構成に偏りがあることで学校運営がままならない。これは他市の視察に行ったときにそういう話がありました。

団塊の世代が多くおられたところに採用を絞っていたところから、今、ここからさらに増やしていく際にも年齢のバランスはしっかりとっていただきたいと思いますので、その辺を総括して、この適正化という考え方について次長から御答弁をいただきたいと思います。

企画管理部次長
(行政改革・公共施設再編
・人事管理担当)

定員適正化計画ですが、この計画は令和2年度までの計画となっています。先ほども申しましたが、行政改革実施計画とは同じサイクルです。ですから、来年度、今度は次期計画に向けて策定をしていかなければならないという年度になってまいります。

これまでの定員適正化計画は、削減率を前面に出しながらということでしたが、今期においてはそれがそのとおりになっていないという状況になったことから、今回このような見直しをさせていただいたということです。今後は、適正化をしていく上でどういう観点で何を指標にしていくか—どんな指標が適当なのか—ということも含めて来年度は考えていかなければならないと思っておりますので、今、久保委員がおっしゃったような情報化、情報処理の問題であるとか、それに伴う事務の効率化という観点とか年齢構成のことなどについても含めて、検討していきたいというふうに思います。

赤星委員

市長も本会議でおっしゃっていましたがけれども、例えば、いざ災害となったときに職員の皆さんの力は大切だということで、ごみ収集にしましても調理員にしましても、一定の直営力の維持をするのだということを繰り返し

表明されてきました。

私は今回の見直しについては、「えっ」と、実はちょっとびっくりしまして、こういう転換をされるのだなというふうに受けとめております。

その中で、委員会資料の表の中では現業職というところに、ごみ収集の清掃員の方や調理員の方が入っていると思うのですが、この現業職の内訳について、数字はわかりますでしょうか。

職員課長 現人員の内訳ということですか。

赤星委員 基準年と平成31年4月実績と変更後の目標値を職種ごとをお願いします。

職員課長 順に申し上げます。

平成27年の4月の職員数といたしまして、運転手を含む清掃業務員が101名、自動車運転手が24名、工手が19名、用務員が61名、助手が10名、調理員が194名、管理員が3名になります。

引き続き平成31年4月の職員数につきましては、清掃業務員が94名、自動車運転手が23名、工手が21名、用務員が59名、助手が5名、調理員が167名です。

計画値の目標のベース値としましては、清掃業務員が93名、自動車運転手が20名、工手が24名、用務員が58名、助手が4名、調理員が164名、管理員が3名でございます。

赤星委員

ありがとうございます。

その上の欄の保育士、幼稚園教諭は、表の一番右の数字、現行計画の目標値に対する増減が19人減となっておりますが、これは保育所の民営化をどこかもう1カ所ぐらいするという、そのような数字ということなのでしょうか。

職員課長

これは5年間の計画の中での推移になっております。今後19人を減らすということではなくて、計画値の差が19人ということでございますので、民営化の結果等を踏まえての数値になっております。

赤星委員

ちょっと間違えました。すみません。

委員会資料の趣旨の中に本当に大切なことが書いてあるなと思いましたので、今後も本当に市民にとっての適正化になっていきますようにお願いしたいと思っております。

委員長 ほかにないようですので、この程度にとどめます。
次に、企画管理部所管分で、議案及びただいまの報告以外に何か質問はありませんか。

成田委員 中規模ホールについて伺います。
3カ月後に路面電車の南北接続が完成して、たくさんの方が富山駅の北口周辺に訪れることが容易にうかがえますけれども、にぎわいの拠点の1つである中規模ホールの整備について現在の状況と今後のスケジュールについてお聞かせください。

文化国際課長 中規模ホールの官民連携事業につきましては、本年6月議会において債務負担行為の設定を議決いただいたところでございます。
現在の進捗状況につきましては、事業者の選定を進めているところでございまして、具体的には7月からの募集要項等の公表に始まり、応募を予定する事業者などへの質問回答や個別対応等を経て、提案書の提出期限である11月20日までに複数グループから応募があったところでございます。
今後のスケジュールといたしましては、選定委員会を経て来年1月下旬までには優先交渉権者の決定・公表及び基本協定の締結を予定

しております。

2月下旬には事業仮契約を締結し、令和2年3月議会に契約締結についてお諮りさせていただき、令和2年度には中規模ホールの設計や既存施設の解体・撤去に着手し、令和5年3月までに完成をする予定としております。

横野委員

先日、市立図書館のメールサーバーによる不正中継という問題があったので、同じようなサーバーでそういったものがほかに何かあるのかーインテックやNTTなどがメールサーバーを管理していると思うのですが、図書館と同じような系列のメールサーバーというのはほかの部署にもあるのか、あるいはその辺の対応はどうなっているかをお聞きします。

情報統計課長

まず最初に、今回このような事態が起きまして、市の情報セキュリティ対策を指導・助言している立場の部門の者として、図書館利用者の皆様、市民の皆様に御不便や御不安を与えたことに対しては、大変申しわけなく感じております。

こういった事態を踏まえまして、まずはお尋ねのありました同様のメールサーバーがあるかということにつきましては、図書館メールサーバーと同じメーカー、同じ業者の機種は

ございません。

メールサーバーにつきましては、まず市役所本庁の職員メール等を情報統計課で管理しているメールサーバー、それ以外に、教育ネットワークで先生方が使っているメールシステム、今回の図書館のメールシステム、あとは市民病院のメールシステムがございます。

それぞれ業者が異なっておりますが、同じメールシステムというものを使っておりますことから、今回の事態を踏まえまして、この3者の教育メール、図書館メール、市民病院については、再度メール設定の確認を依頼したところでございます。

図書館メールにつきましては、こういう事態を招いたことから再度設定の見直しをさせ、第三者機関への診断依頼を行っております。昨日付でメールサーバーのほうは復旧したと伺っております。

教育委員会のメールサーバーにつきましては、ことしの4月に総点検を実施いたしまして、今回起こったような事象は発生しないということを確認しております。

市民病院のものにつきましては、そういう設定はしていないということは伺っておりますが、現在その設定の再確認の最中で、それ以外のセキュリティーに不備がないかというこ

とも再点検して、その状況を市民病院のほうから報告していただくという形をとっております。

いずれにいたしましても、こういったセキュリティ事故が起こりました際には一全国でもいろいろなものが発生していると思います。その事例ごとに職員に対しては注意喚起を行った上で、代表メールや職員ポータルサイトで周知を呼びかけているところでございますが、今回の事案を受けまして、最高情報統括責任者である副市長の名前で注意喚起を発出させていただいたところであります。

村石委員

職員の時間外勤務について伺います。

細かい時間のことは言いません。結局、業務がたくさんあるのに職員をなかなか増やしてもらえないと。結果として、1カ月当たり45時間以内、年間360時間以内ということがなかなか守られないのが実態であるというような言葉を複数の課長から私は聞きました。何を言いたいのかというと、悪く言うと、時間外勤務の抑制ということが、それぞれの課やそれぞれの職員の自己責任になっている傾向もあるのではないのかと思うのです。「何でするがよ」とか「何で月45時間を超えるがよ」というようなことで。

結局何を言いたいかということ、ことし4月から12月までの時間外勤務について、各職場でしっかりと検証するということです。

一方で、よくなったということも聞くのです。課税業務の繁忙期に、以前、配属されていた職員に来てもらうことで、一定程度、時間外勤務が削減されたということももちろん聞くのですけれども、やはり私から言わせると、時間外勤務を減らさないということで、それぞれが自己責任でさせられている面もあるので、時間外勤務の現状がなぜそうなっているのか、そしてそれを改善するためにはどうすればいいのか、しっかりと客観的に検証すべきだと思うのですけれども、どうでしょうか。

職員課長

委員御指摘のとおりでありまして、時間を単純に減らしても仕事の量が減っておりませんので、何も解決しないのだとすれば、人を増やすのも1つの手ですが、仕事の中身を見直すということが一番大事だと思います。

その上で各所属長は一現状でもやっていますけれども一みずからの課の業務の中身について常に精査をするということと、それに伴って自課の中で賄い切れない場合には、先ほど例示がありましたとおり、市民税課のような

対応をとる場面もありますし、部内で人のやりくりをしているというケースももちろんございます。

当面は、そういったような手法をとりながら、目の前にある課題に対応していくこととなります。最終的には、先ほどの定員適正化計画の話にもつながりますが、必要な職員数というものを確保するという考え方がベースにございますので、そういった観点で職員採用も検討していくという、意向としてはそういう気持ちを持っております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会企画管理部所管分を終了いたします。

暫時、休憩いたします。

午後 0時04分休憩

~~~~~

午後 1時38分再開

委員長

総務文教委員会を再開いたします。

これより、教育委員会所管分の議案の審査を行います。

報告案件として提出されている

報告第42号 専決処分報告の件（損害賠償請求に係る和解の件）中、専決第25号、専決第28号、専決第37号を議題といたします。  
これより、順次、当局の説明を求めます。

教育総務課長 〔報告第42号中、  
専決第25号について、  
議案書により説明〕

学校教育課長 〔報告第42号中、  
専決第28号について、  
議案書により説明〕

図書館長 〔報告第42号中、  
専決第37号について、  
議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。  
質疑は、ありませんか。  
〔発言する者なし〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。  
なお、ただいまの報告案件につきましては、議決不要のものです。

次に、  
富山市民大学受講料の改定について、  
富山市立図書館のメールサーバによる不正中  
継について、  
以上2件を一括して、順次当局の報告を求め  
ます。

市民学習センター次長   〔富山市民大学受講料の改定について、  
委員会資料により説明〕

図書館長           〔富山市立図書館のメールサーバによる不正  
中継について、  
委員会資料により説明〕

委員長           ただいまの説明について、何か質問はありま  
せんか。

赤星委員           富山市民大学受講料改定について伺います。  
これはどのような講座があって、何人ぐら  
いの方が受講しておられるのでしょうか。

市民学習センター次長   今年度で言いますと、講座数は73コースで  
受講者の延べ人数は2,896人となっております。

赤星委員           その内容としては、こういった講座があるの

でしょうか。

市民学習センター次長 大きく分けますと、一般、創作、ガラス工芸、プラネットに分かれております。普通の大学で行われるような文学だとか歴史だとか、そういった類いの講座形式の講座と、創作系として、料理だとか物をつくる講座、ガラスに特化したガラス工芸の講座、そして旧町村地域で開催しておりました講座については、プラネットという名称で現在も引き続き継続して開催しているところであります。

赤星委員 延べ2, 800人というたくさんの方が御利用されているのですけれども、今回の受講料改定で500円アップするということで、市民側からすれば決してわずかな額とは言えないと思うのですね。  
こういうことについて、これまでに受講者の方に説明をしたり、御意見を伺ったりとかはされてきたのでしょうか。

市民学習センター次長 受講料の改定につきまして、受講者の方々にはこちらのほうからは発信しておりません。従来の受講料の改定につきましては、講師謝金に占める受講料収入の割合を1つの基準としておりまして、それが最低でも90%を超

えている状況であるということと、近隣の他都市の受講料とのバランスで受講料を設定しているところではありますが、近年、受講者数も減少しておりまして、先ほど説明いたしました講師謝金に占める受講料収入の割合が、前回の平成25年に改定した当初は90%を超えておりましたが、平成29年度と平成30年度につきましては80%台に落ちておりまして、今年度の見込みでは80%も切って、70%台に落ち込む予定となっております。それらのことをもとに金額を設定させていただいております。

赤星委員 今回、この受講料改定は報告事項ということですが、議決をしなくて、予算案でない形で上げるということを理解できていないのですが、どういう位置づけなのでしょう。

市民学習センター次長 歳入につきましては、来年度の当初予算のほうで歳入として出す予定であります。

赤星委員 そうすると、来年度当初予算で値上げを含んだ予算案が出てくるということなのですか。

市民学習センター次長 そのとおりです。

赤星委員 そうしましたら、きょうは正式な決定というわけではないのですね。上げたいということの説明なのですか。

市民学習センター次長 そうです。

赤星委員 委員会資料では、来年4月1日より改定するとなっておりますので、受講者の皆さんに説明をして御意見を聞くという、そういう場をこれからつくっていくべきだと思うのですけれども、いかがでしょうか。

市民学習センター次長 この後、受講者の方々が任意でつくっておられる団体の役員の方々と会合を持つ機会が来年に入ると何度かありますので、その機会を利用して私どものほうから受講料の改定については説明をさせていただきたいと思っております。

舎川委員 今回の件について、教育委員会の定例会では既に説明をされたのですか。

市民学習センター次長 しております。

舎川委員 そこで料金が上がることについて何か問題があったとか、そういうことはないですか。

市民学習センター次長 特段、質問はありませんでした。

赤星委員 先ほど講師謝金に占める受講料収入の割合が70%台ということをおっしゃいましたけれども、金額にして幾らぐらい不足しているのでしょうか。

市民学習センター次長 昨年度の数字でいきますと、講師謝金が1,002万1,500円のところ、受講料収入は821万1,500円となっております。比率としては81.9%です。今年度につきましては、今のところの予定では講師謝金が962万7,750円となっております。受講料収入が766万1,000円、比率にしますと79.6%ということになっております。

赤星委員 そうすると200万円足らずということだと思えるのですけれども、その分を教育委員会の予算から何とかするとか、値上げ幅を抑えるとか値上げをしないとか、そういったことは考えられないのでしょうか。

市民学習センター次長 受講料の設定について、1つの目安として講師謝金に対する受講料収入の割合ということを説明させていただいたのですが、実際の大

学運営には、それ以外に、例えば施設の借上げ料ですとか人件費など、もっとたくさんの費用がかかっています。その中でも主な費用ということで、講師謝金に対する受講料収入の割合が、今までの受講料を設定する際の考え方の1つとなっております。

今、消費税率も上がったということで、例えば施設の借上げ料につきましては、市民プラザには結構な金額の借上げ料をお支払いしておりますので、その消費税分だけでも数百万円上がる予定になっておりますし、この講師謝金に対する比率だけでは、本来は運営費の一部にしかならないのですけれども、受講者の方々には、少なくとも講師謝金ぐらいは一ぐらいはという言い方はちょっとあれなのですけれども一補填していただければというような考え方であります。

赤星委員           ほとんどのコースを市民プラザで行っておられるのですか。

市民学習センター次長   ほとんどが市民プラザで開催しております、先ほど申しましたプラネットコースが15コースあるのですが、それにつきましては旧の町村地域で開催しております。

赤星委員　　これ以上深くはここで議論するつもりはないのですけれども、市民プラザといえは第三セクターで、その収入のほとんどと言っていいぐらいが、富山市からのいろいろな家賃で成り立っていたのではないかと思うのです。その辺の議論はまた別の場でするといたしましても、やはり利用者の方々にこの問題はきちり説明をしていただいて、御意見も聴取していただきたいというふうに思います。

委員長　　　ほかに何かありませんか。

〔発言する者なし〕

委員長　　　ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
次に、教育委員会所管分で報告案件及びただいまの報告以外に、何か質問はありませんか。

村石委員　　　学校司書のことについてお伺いします。  
本年9月の総務文教委員会で学校教育課長は、4人欠員のところ、10月からは1人採用することで、1人補充になるということを答えておられます。  
現在の欠員状況はどうなっているのでしょうか。

学校教育課長 現在54名配置のところ、依然として3名の欠員ということは変わっておりません。

村石委員 恐らく何回も募集をしておられると思うのですが、すけれども、応募がないという現状がわかりました。

今年度も退職者がいましたが、2020年度の退職予定者はいるのでしょうか。

学校教育課長 把握していないところです。

村石委員 ぜひ早く欠員を補充していただきたいということと、もう1つはOECDの学習到達度調査では、本を読んでいる人ほど学習の理解がよかったと。これはどこの国をとってもそういうことが言えると思うのですね。

そういった意味から、やはり学校司書の役割というのは大事で、本をよく読む子は学力もいいというか、何においても問題を読んで、それを理解して、そして自分で考えて答える。読む力が本当に必要だと思うのですね。

何回も言いませんけれども、そういった意味では学校司書の役割というのは、すごく重要であると思うのですが、学校教育課長の見解をお聞かせください。

学校教育課長 高校1年生を対象としたOECDの学力調査によると、日本の読解力が後退しているということで、本市としても読解力というのは大事だと考えています。

例えば主語、述語で成り立つ文、何が、誰がどうした、こういうようなものを授業でもちろん押さえるのですけれども、本を読むことで主語、述語の捉え方、それから小説ばかりではなくてグラフを読み取る力、一升がどれだけになるのか、本から学ぶことが結構あります。

それらに関しても学校司書は大事な役割を担っておりますし、学校図書館の運営にとっても大切な役割だと思っております。

村石委員 言われるとおり、学校司書あるいは学校図書館の役割は本当に大きいので、ぜひ早く欠員を補充していただきたいということなのですが、ぜひ今から言うことを検討してほしいのです。

1つは、応募が少ない理由としては賃金が安いのではないかと。現に学校司書の方からはこの賃金ではなかなか生活していけないという声も直接聞いています。そういう意味では来年の4月から会計年度任用職員制度も始まりますので、ぜひこの機会に賃金を上げる検

討をしてほしいということと、労働条件も今の5時間でいいのかというようなこともぜひ検討してほしいのです。

ちなみに他都市の例として、砺波市には小・中学校が12校あります。そして12名の学校司書が1校専任で配置されています。勤務時間は1日6時間以内—学校の規模によって6時間もあれば5時間もあると思うのですけれども一週30時間以内ということになっています。

こういう学校も現に県内にあるわけですので、ぜひ学校司書を確保するために、今後どういうぐあいにしていけばいいのか、また確保した上で、本当に子どもたちにとってよくするために……

委員長 簡潔・明瞭をお願いします。

村石委員 こういう例も含めて検討していただけないですかということです。

(「要望だろう」と発言する者あり)

委員長 要望ですね。

村石委員 いえ、回答してほしいのですけれども。こう

いうことについての見解はどうですか。

学校教育課長 まず賃金に関してということですが、会計年度任用職員制度による報酬に関しては、学校司書のみならず対象となる職種全てについて現在検討中でありますので、ここでは回答はできません。

それから勤務時間に関しては、1日5時間というところで何とか学校は運営していると考えておりますので、これももう少し見きわめた上でということにさせていただきます。

村石委員 もう1項目だけ質問させてください。

教員の働き方改革ということで、本年12月4日の臨時国会で1年単位の變形労働時間制の導入を柱とする法改正が成立しました。これはあくまで、そういうことができるという規定になっています。そして、一番早い場合で2021年度から導入できるということになっています。

そこで質問なのですが、現在のところ富山市教育委員会では、この制度を導入するつもりはあるのでしょうか。

学校教育課長 文部科学省では、例えば年度当初であるとか、学校行事が多く行われる、例えば4月、6月、

9月、10月あたりに、週3時間、勤務時間を延ばして、その分、夏休みに固めて5日間ほどの休みをとるといようなことを想定していると受け取っております。

それらに対して期待される効果としては、学校閉庁日、それから土曜日、日曜日を含めると、教員が長期休暇をとることができるということが期待されます。

しかしながら本市の教員の現状を見ると、8月に仕事が何も無いのかということ、例えば学習補充のために児童・生徒を呼んで学校で勉強会を開く一中学校では部活動というものが存在しますし、小学校ではプール指導等があり、夏季に教員の研修を固めているという現状もあります。

これらのことから、富山市ですぐに導入できるかということ、課題も大変多く残されているというところです。

本市としては、メリットもありますがデメリットの部分が多く想定され、かつ今も年休5日間、それから特別休暇5日間の取得もままならないところでもありますので、国の動向を見守りながらも、時間外勤務が月45時間、年360時間の範囲内におさまることを、まず第一目標として進めていこうと考えております。

村石委員

今ほど言われた答えでよくわかります。

最後に言われたように、当面しっかりやっていかなければいけないのは、月45時間以内、年間360時間以内の、いわゆる超過勤務を減らしていくということが大事だと思うので、具体的にどの業務をどのようにすれば超過勤務を減らしていけるのかということは、教育委員会でも考えるし、現場の職員も考える。例えば、持込み授業を減らすというようなことなど、いろいろな具体的なことを検討していただきたいということで、これは要望にしておきます。

久保委員

私のほうから2点お伺いしたいと思います。

1つは、教員の多忙化が言われていまして、こういう質問をすると、県の採用が増えないとというようなお話を必ず教育長がされるわけなのですが、個人的には一免許を持っておられる教員が、学校でいろいろな職務に当たっておられるわけですが、教員でなければできないこと一病院であれば、医師は医師ができることをやり、看護師は看護師ができることをやるという形でやっております。この教員がすべきことというものが実は非常に曖昧で、多忙化と言われてもどのように手当てをすればいいのか、議会側からしてみる

とやはり見えにくいところがあります。  
次の3月定例会までに業務内容を整理して  
いただいて、本来教員がやらなくてもいいよ  
うな業務を富山市内でやっているような事例が  
あれば、例えばそれを事務員であったりほか  
の職員で賄うことができるのか、それによっ  
て教員の多忙化の解消につながるのではない  
かというような検討をしたいと思っておりますので、  
その業務の簡単な整理をしていただきたいな  
と思っておりますが、お願いしてもよろしいでし  
ょうか。

学校教育課長 文部科学省からも、教員がやるべき業務、教  
員以外がやるべき業務というものが出ており  
ます。

こちらの教員以外がやるべき業務として、今  
もう既にやっていたいただいているものとしては、  
子どもたちの登下校の見守り—これは富山市  
においてはパトロール隊、見守り隊というの  
が各地区にありまして、ほとんどこちらにお  
願いしているところであります。もちろん、  
例えばことしのように熊が出没するとなれば、  
教員が要所要所で巡回するという事はやっ  
ております。

それから中学校では、夜間—午後8時、午後  
9時あたりにコンビニエンスストアでトラブ

ル一万引きなど一があると、これまでは教員がそこへ行って、指導して、謝罪してというような形をとっておりましたが、これに関しては警察や児童相談所など関係機関が主に行うということで、教員がやるべきこととそれ以外のことということで仕分けは徐々に進んでいるところです。

久保委員

ですので、それをもう少し文面に整理して、表にでもしていただければと思います。

あともう一つは、先ほど芝園小学校のコーキングの話が分科会でありましたが、一般住宅でも10年ぐらいたつとコーキングの作業が出てくることになると思います。

富山市は公共施設のマネジメントも行っていて、計画的な維持管理をしていきたいと思います。何か特別な事情があって今回のコーキング等の更新が発生したわけではないので、10年後に同様の工事が発生することも十分予想されると思います。

古くなった施設を使っている学校もありますから、更新費用であったり修繕費用というものをもう一度しっかりと見直して、補正予算を組まずに対応していけるように計画的にやっていたっていただきたいと思いますが、その点について教育委員会の所見をお伺いしたい

と思います。

学校施設課長 今回の芝園小学校につきましても、本来は来年度の当初予算で計上する予定だったものが、予想よりも早い進行で劣化し、雨漏りが発生したことから、今回急遽補正予算を出させていただいたところ です。

今後も学校の定期点検等を行いながら、修繕計画を立てて、補正にならないような形での対応をしていきたいと思っております。

赤星委員 教員の多忙化の問題ですけれども、私も最近、市内の中学校で先生をしていらっしゃる方の御家族からお話を聞きました。奥さんの話では、旦那さんが一多分40歳前後ではないかと思うのですが一先生で、いつも帰ってこられるのは夜遅くて、それでも朝6時には出ていくと。夫婦共働きなので、お互いスマホでどこにいるかわかるようなアプリを入れているのだけれども、ある日の夜、旦那さんの位置情報がコンビニの前でとまったまま動かなくなっただので心配して行ってみたら、疲れ果てて車の中で寝ていたということがあったそうです。

大変深刻だというふうにおっしゃっていただき、奥さんとしては、残業が何時間だったか

というのはその時点ではつけておられなかったのですけれども、これからつけてみますとおっしゃったのですが、日ごろそういったように疲れ果てているにもかかわらず、部活などでは土日に試合のために先生が車で子どもたちを乗せていかなければいけないと。それも大丈夫かと大変心配しているのだというお話もされました。

一方で、旦那さん御本人は、つらいけれども学校ではこういうことをなかなか言えないというふうにおっしゃっているということも聞いたのです。

ですので、労働時間の把握はもちろんですけれども、そういった先生方の過酷な働き方のリアルな実態を私たちにもよくわかるように、もうちょっとつかんでいただいて一つかんでおられるかもしれませんけれども一御家族からのお話を聞くとか、そういったことでもっとリアルにつかめないものかなと思ったのですけれども、いかがでしょうか。

学校教育課長 富山市教育委員会では、ＩＣカードによる出退勤システムで超過勤務時間を把握しております。もちろん校長は職員の勤務時間も把握しております。

前年度と比べると、小学校で５時間、中学校

で3時間と、徐々に月ごとの超過勤務時間は、ほとんどの月で改善しております。

ただ、依然として月45時間をオーバーする教員も少なくありません。

その際には、各校長は教職員を呼んで働き方について話し合い、校務分掌の見直し、学校行事の見直し等を今進めているところです。以上です。

赤星委員

引き続き努力をお願いしたいと思っております。

学校給食の食器についてなのですが、富山市で使っているシリーズ一学校を視察したときに、経年劣化によって御飯のお茶わんの角がぎざぎざになっているものなどを目にしました。

学校保健課では、一、二年前から検討しているというふうに答弁いただいていたのですが、現在の検討状況についてお聞かせください。

学校保健課長

食器については、安全なものか、割れないのか、耐熱性があるのか、重さはどうなのか、作業はしやすいのか、価格はどうかということなどを、情報収集して比較検討しております。

現時点でなのですけれども、比較しまして、総合的に判断したところ、今の食器が問題があるという状況には至っておりません。だめだという結論には達しておりませんし、当面の間は現状のものを使わせていただきたいということを考えております。

村石委員

具体的に学校名も言いますけれども、寒江小学校で耐震化工事をしました。耐震化工事をしているときは仮の校舎をつくって、仮の校舎で学習をしました。

耐震化工事は終わったのですけれども、終わって外から見てみると、原状復帰になっていないというか、現状がきれいになっていないというようなことを実際に聞いているのですけれども、そういうことは把握しておられますか。

学校施設課長

工事の完成写真等も確認しておりますが、今回の寒江小学校の耐震工事につきましては、 $I_s$ 値を上げるためにブレースを入れるという工事になっております。

工事の範囲といたしましては、ブレースを入れるために外壁を壊して、ブレースを入れたところを復旧するということで、部分的に外壁はさわりますけれども、ブレースを入れな

い部分につきましては工事範囲には入っておりません。

委員がおっしゃるのは、ブレースの入っていない、もともと工事範囲でない部分の外壁も一緒にきれいにしたらどうかということだと思っておりますけれども、外壁を全てきれいにするというものではなく、あくまでも耐震補強をする工事でありますので、工事範囲外のところは天井などが前の状態で、ブレースを入れるために壊した部分は、復旧するために新しい—新しいといえますか、もとに戻すための工事をしておりますので、その部分で差異は出ますが、基本的に安全上は問題ないというふうに考えております。

委員長           ほかにないようですので、この程度にとどめます。  
以上で、総務文教委員会教育委員会所管分を終了いたします。

午後 2時18分休憩

~~~~~

午後 2時29分再開

委員長 これより、総務文教委員会財務部所管分に入ります。

報告案件として提出されている
報告第42号 専決処分報告の件（損害賠償
請求に係る和解の件）中、専決第35号
を議題といたします。
これより、当局の説明を求めます。

管財課長 〔議案書により説明〕

委員長 これより、質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結
いたします。
なお、ただいまの報告案件につきましては、
議決不要のものです。
次に、財務部所管分で、ただいまの報告以外
に何か質問はありませんか。

村石委員 今、各部局が次年度の予算要求をされている
と思うのですがけれども、状況がいろいろ変わ
ってきていることとして、消費税率が10%
に引き上げられたこと、あるいは同一価値労
働同一賃金のガイドラインで、パート職員に
も一時金が支給されること、あるいは最低賃

金も改善されていることなど、社会的な状況が違ってきていると思うのですけれども、このような社会的状況が変化していることを、令和2年度の予算要求で考慮することは各所属に指示されているのでしょうか。

財務部長 今ほどおっしゃいました消費税率が10%に上がったこと、また、例えば会計年度任用職員等につきましては、きちっと見込むようにということで各部局へは言っております。その上で予算要求をしていただいております。

村石委員 市役所の組織内はそれでわかるのですけれども、各職場では1年ごとの業務委託のための予算を出す、あるいは指定管理者向けの負担金を出す、あるいは学校給食は市の事業ですけれども、学校給食についても委託費を見ているわけですよ。そういう外部の事業者に対しても、こういうようなことを考慮して予算を考えるべきではないかなと思うのですけれども。

財政課長 予算編成方針の中に一今部長が申しましたように一会計年度任用職員の報酬ですとか、市が支出する消費税の増額分はきちんと要求してくるようという形で記載しております。

外部になりますと、委託料で払う分において、消費税につきましては、それは市が払う分なので、要求してくるようという形で編成方針に載せてはおりますが、あとは外部のほうでどういう形で賃金を考えられるのか、そして委託料の中でどういう積算がされるのかというものは、各担当課においてきちんと精査して要求が上がってくるものだというふうに私どもは思っておりますので、そういったものを精査しながら、予算編成を進めてまいりたいというふうに考えております。

村石委員

今の財政課長の説明によると、民間の各事業所について、いわゆる最低賃金が上がったことや、同一労働同一賃金のガイドラインなど、そういうものは各事業所のほうで考えるべきだというように聞こえて一それは契約するとき市ともすり合わせをするというか、そのような考え方でよろしいのでしょうか。

財政課長

その形だと私は考えております。
委託料の積算の中で人件費分をどういうふうに積算するかということは、その事業者の方の考え方、そしてそれに基づく見積書に基づいて、各担当部局がどのような契約をしていくのかの方向性を決めることだというふうに

考えておりますので、それが各部局の予算要求に反映されたもので財務部は預かるという形になるというふうに思っております。

村石委員

ちょっと細かくなりますけれども、今課長が言われているのは随意契約での話のように聞こえるのですね。

一般的には競争入札のときの予定価格とか、そういうことに関してはこのような社会的な情勢の変化というのは考慮しなくていいのでしょうかという質問です。

財政課長

例えば、国で決まっている単価等がございますよね。そういうような単価で積算する場合は、そういうものに基づいた積算になると思いますし、もしそういう法定で決まっていない単価があれば、市が積算するに当たっても、それは例えばどこかの会社からの見積もりを幾つかとって積算するということになりますので、それはそういう考え方のもとで市と事業者の考え方—そういうものを考えての積算になるのではないかなというふうに思います。

横野委員

今の関連になるかもしれませんが、何を言いたいのかということ、派遣委託、委託の発注をしている分野があるのです。そういったとこ

ろについて、今、例えば公務員は会計年度任用職員を上積みする単価とか、あるいは発注するとき、最低賃金は当然クリアした上で発注すると思うのですけれども、そういった発注をするときに、例えば、落札予定価格をどの程度に設定するか判断するときに、最低賃金を下回らないような一要素にするに、民間の派遣業者が結果的に赤字になるような形で—最後は入札なのだけれども—そのあたりのことを発注者側でも加味して発注をしてほしいという要望もあるのですね。

そのあたりはプラスアルファで考えていくべきなのか、そのあたりの発注するときの基準について、どのような考え方でいるのか教えてください。

財務部長

今、横野委員がおっしゃいましたとおり、もちろん民間のほう一話を少し戻しますと、予算要求をしていただくときには、基本的には民間の企業に見積もりをもらいながら、担当課はそれをベースに要求してきています。まず、そういうことが1つあるとお考えいただきたいと思います。

それを今度は執行していくとき—予算はついた、あとは今度はどう執行していくかという話になると思っています。実際の話は。

もちろん、最低賃金等は意識しながら担当課では発注しているものと私どもは考えております。これで答えになっているかどうか—それ以上のことを財務部として言えるのかどうかという話なのではと思いますが、私どもはそのようになっていっていると思っております。

横野委員

本当はセクションごとに聞きたいくらいなのだけれども—委託業務の発注の仕方について、それぞれのセクションで、要するに富山市内の民間業者を圧迫するような発注方法はなるべく控えてほしいというような思いでいるのです。

ただ、それは入札ですからと言われると、それ以上は私も言えません。

ただ、発注する側とすればそういったことも加味してほしいというような思いで言っているので、その辺をまたお願いいたします。

久保委員

先日、農林水産省に行ってヒアリングをしてきました。その中で何があったのかと伺いますと、浄化槽を通して農業用排水路に生活排水を排水をするときに、分担金を取っているケースがあったと。

その管理者が個人に請求をしたら、あなたたちに何でそんなことを請求する権利がある

のかと裁判になって、最終的に払う必要はないというふうな判決が最高裁で出たことで、少しどういう状況なのかというのを聞いてきました。

その判例の内容自体は何が問題だったのかというと、しっかりとした書面で誰が維持管理をしているのか—生産組合だったか土地改良区だったか—それが明確でないから、そこに支払う義務はないというような、要は請求する権利がないというような判決だったそうです。

当然、富山市内の法定外公共物は管財課で管理をされていまして、今なお生産組合が形骸化したり、管理者が不在になってきているところがどんどんと増えてきています。

事故があったり補修をしたり、あと、そういった権利関係が出てきたときに、その権利がどこにあるのかということが不明確になると、今後市政を運営していく上でも大変な負担が皆さんにかかってくる可能性がありますので、これは従前から何度か指摘はしているのですが、そういった権利関係について整理をしていくことの方角性について、部長の御所見を改めてお伺いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

財務部長

法定外公共物のお話だったとっております。今、例に出された排水の話ですね。私も、自宅は土地改良区に加入していますので、そういうものはわかりますが、そういう部分で管理者が不明だからというお話だというふうに理解いたしました。そういう場合は払う必要がないという判決があったということなのです。ね。

私どもも法定外公共物につきましては富山市の名義ということで一ただ、維持管理については基本的に身近な方たちをお願いしているところでもあります。数がとても多いものですから一そういう部分もありまして維持管理をお願いしていています。

それについて、今委員がおっしゃったのは一最後のほうがよくわからなかったのですが一しっかりと管理して欲しいということなのかなというふうに理解していたのですが。この部分、私どももできる限りのことはしていきたいと思っております。

久保委員

適正な管理者でないとい書面上であったり、要は契約をしていない限り、管理者でない者が受益者に請求をかけることはできないと。要するに土地改良区が従前ずっと管理をしていたのですけれども、書面をひっくり返して

も管理者たる契約みたいなものが見当たらなかったと。

結局、誰の持ち物かわからないのに、受益者に対して組合だったり土地改良区みたいなところが住民に請求をかけると、何を根拠に請求をかけるのかと。要は自分の所有、所管しているものではないというような訴えが通ったということになっていますので、今言われたように、まずは管理者が誰なのか、市としてその管理を誰にお願いをしているのか。

底地は市ですが、上の構造物は市のものではありませんというような回答もよく聞くことがありますので、そういったところはきれいに整理をしていっていただいて、管財課で持つものは何なのか、雨水排水のものであれば建設部であったり上下水道局に早く移管をして、市民にわかりやすい形で整理をどんどんしていっていただきたいというお願いでしたので、思いは伝わって……。

財務部長

失礼しました。わかりました。

私どもも、本当はきちんと、どこがどう見たら一番スムーズに管理がいくかということを考えてなければいけないとっております。

そういう部分に関しては、どこが一番管理者としてふさわしいかということ、今も実は

協議させていただいています。

これにつきましては、まだ調整が整っていません。今は財務部で所管しておりますので、今、所管していることに対しては、財務部としてやれるだけのことをしていきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

赤星委員

市庁舎のことについて伺いたいのですけれども、先日、身体などに障害をお持ちの皆さんの団体が市役所ウオッチングをされたというふうに聞いています。

結果についてはまだ詳しくは伺っていないのですけれども、私は以前その団体の方から、例えば市役所内の階段の手すりは、切りかえ部分の手すりが切れている状況なので、これだと服やかばんのベルトなどが引っかかって危ないとお聞きしております。

一度、たしか委員会かどこかで要望を言ったことがあるのですけれども、直すのは難しいといったお答えだったと思ひます。しかし、先日も袖の広い服を着ていましたら、実際に階段で引っかかって、このことだなと思ひました。

ここが危ないとか、バリアフリー化について要望が寄せられている箇所ですとか、そうい

ったことは今の段階でありますでしょうか。

管財課長 障害者の方が先日見ていかれたというのは存じておりますが、特に具体的な要望などはまだいただいております。

赤星委員 そのほかにも、今思いつく限りでは、1階の多目的トイレの中のベッドみたいなものですか、子ども用の便座ですとか、随分前に改善をしていただいたことがあったのですが、コンビニの横のところに、外からの出入り口のドアがありますよね。あれはマジックで「回す」と書いてあって、腕が使えない人は開けられません。そういうドアがあったり、バリアフリー化について、もう少し障害者団体の皆さんとも一緒に点検していただいて、誰もが使いやすいように改善をしていただきたいなと思っているのですけれども、どうなのでしょう。

管財課長 当然、法令にのっとった形で整備はしていますし、あとは、やはりコストもかかる話ですので、例えば階段にしても、直すとなると数千万円といった規模の改修になります。そうすると、コストの面からどうなのかといった議論もあります。

改善できる点については、小さなことであれば順次対処しているという状況です。できることとできないことがあるということで、できることはやっていくということで対処しておりますので、その辺を御理解いただければと思います。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめます。

以上で、総務文教委員会財務部所管分を終了いたします。

これで、12月定例会の当委員会に付託されました全議案の審査は終了いたしました。

委員各位に御相談申し上げます。

委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように取り計らいます。

これをもって、令和元年12月定例会の総務文教委員会を閉会いたします。

令和元年12月定例会
総務文教委員会記録署名

委員長 高道秋彦

署名委員 久保大憲

署名委員 有澤守